

名古屋学芸大学利益相反マネジメント規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋学芸大学（以下「本学」という。）の教職員が企業・団体等（以下「企業等」という。）と連携・協力して産学官連携活動を行う上での利益相反を適正に管理するため必要な事項を定めることにより、本学の社会貢献の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、本学に勤務して、給与を受ける専任者であって、教育職員・事務職員及び技術職員をいう。

2 この規程において「利益相反マネジメント」とは、本学の教職員が、産学官連携活動を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益が職員としての責務又は公共の利益を損なわないよう適正に管理することをいう。

(利益相反マネジメントの対象者)

第3条 利益相反マネジメントの対象者は、本学の教職員のうち産学官連携活動を行っている者及び活動を予定している者を対象とする。（以下「対象者」という。）

(利益相反マネジメントの対象事象)

第4条 利益相反マネジメントは、対象者が、次に掲げる行為を行う場合を対象とする。

- 一 学外の企業等から、給与、報酬、コンサルタント料、謝金等の経済的な利益を一定額以上受ける場合
- 二 学外の企業等から、奨学寄附金・受託研究費・共同研究費等の研究費、研修費、人員、物品、サービス、施設、設備等の提供を一定額以上受ける場合
- 三 学外の企業等の公開株、非公開株及び新株予約権を所有している場合
- 四 対象者所有の知的財産権を、本学以外の第三者に譲渡、移転、使用許諾する場合
- 五 その他産学官連携活動に関して、学外の企業等から何らかの便宜を提供される場合若しくは提供が想定される場合

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第5条 本学に、利益相反マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第6条 マネジメント委員会は、教職員に係る利益相反を適正に管理するため、次に

掲げる事項を所掌する。

- 一 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- 三 利益相反に係る審査及び回避要請等に関する事項
- 四 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- 五 利益相反マネジメントに係る教育研修の実施に関する事項
- 六 外部からの利益相反の指摘への対応に関する事項
- 七 その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項

(組織)

第7条 マネジメント委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副学長
- 二 研究倫理審査委員会委員長
- 三 大学事務局長
- 四 その他マネジメント委員会が必要と認めた者

2 委員に欠員が生じた場合、ただちに補充を行わなければならない。

(委員長及び副委員長)

第8条 マネジメント委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

2 委員長は、マネジメント委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委嘱)

第9条 マネジメント委員会の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第10条 第7条第1項1号から3号に規定する委員の任期は在職期間中とする。

2 第7条第1項4号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任することができる。

(開催)

第11条 マネジメント委員会は、原則として、年1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(会議)

第12条 マネジメント委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

- 3 マネジメント委員会が必要と認めた場合、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。
- 4 委員が直接対象となる議事について、その委員は出席することができない。

(利益相反アドバイザー)

- 第 13 条 本学に、利益相反について教職員からの個別相談に応じさせるため、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。
- 2 アドバイザーは、必要な場合は相談・助言の内容をマネジメント委員会に報告しなければならない。

(申告)

- 第 14 条 対象者は、第 4 条に定める対象となる事象の発生前に、利益相反の状況についてマネジメント委員会に申告しなければならない。
- 2 公的研究費等の申請において、当該研究開発課題に係る経済的利益関係についての報告が必要な場合、マネジメント委員会に利益相反審査を依頼することができる。

(審査、回避要請等)

- 第 15 条 マネジメント委員会は、前条の申告に基づき利益相反を審査の上、当該申告を行った対象者に対し、承認又は回避要請の別により通知する。
- 2 マネジメント委員会は、前項の規定による通知の前に、利益相反の有無等を確認するため必要と認めた場合には、当該申告を行った対象者に対し、調査を行うことがある。
 - 3 前項に定めるもののほか、マネジメント委員会は、第 1 項の規定により回避要請の通知を行った対象者について、回避措置の実施状況等を確認するため必要と認めた場合には、当該対象者に対し、調査を行うことがある。
 - 4 対象者は、第 1 項の規定により回避要請の通知を受けた場合には、原則としてこれに従わなければならない。
 - 5 マネジメント委員会は、第 2 項又は第 3 項の調査に係る審議を行う際は、弁護士等の学外有識者を加えることができる。

(不服申立て)

- 第 16 条 前条第 1 項の規定により回避要請の通知を受けた対象者は、その内容について不服がある場合には、前条第 4 項の規定にかかわらず、マネジメント委員会に対し、不服申立てを行うことができる。
- 2 マネジメント委員会は、前項の不服申立ての内容を審査の上、その結果を当該職員に対し通知する。
 - 3 当該対象者は、前項の規定によりマネジメント委員会より通知があった場合には、これに従わなければならない。

(報告)

第 17 条 マネジメント委員会の委員長は、マネジメント委員会で決定した審査及び回避要請の結果を学長に報告しなければならない。

(外部からの指摘への対応)

第 18 条 第 14 条の規定により申告を行った対象者に関し、外部から利益相反の指摘があったときは、マネジメント委員会の委員長が学長及び当該対象者の所属長等と対応を協議し、本学として必要な説明を行う。

(秘密の保持)

第 19 条 本学における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、その業務により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏えいし、又は提供してはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(所管)

第 20 条 この規程に関する事務は、事務局総務課が行う。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃については、マネジメント委員会の議を経て、評議会で行う。

附 則

この規程は、2017 年 11 月 1 日から施行する。